

第1回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年8月5日（水） 午後2時00分

場所 上市町役場 2階 第1会議室

出席委員 12名

1番	稲葉 悟	2番	岩城 正治	3番	富樫 隆	4番	村上 正毅
5番	酒井 喜之	6番	宮崎 順子	7番	藤田 秀雄	8番	大江 登美江
9番	青木 幸男	10番	林 忠治	11番	中川 治	12番	碓井 繁

出席推進委員 5名

事務局

出席者
事務局長 酒井 紀明
事務局係長 田中 明紀子

議事録署名委員 1番 稲葉 悟 2番 岩城 正治

議事日程

- 開会
- 会長の挨拶
- 議事録署名委員の指名
- 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について
議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について
報告第1号 農業用施設等としての利用に関する届出について
- その他
- 次回委員会等の開催予定について
第2回総会
日時 令和2年9月4日（金）午後2時から
場所 上市町役場2階 第一会議室
- 閉会

午後2時00分 開会

事務局長 それでは第1回上市町農業委員会を開催したいと思いますので宜しくお願いします。

開会にあたりまして、上市町農業委員会碓井会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

会長 それでは第1回農業委員会総会を開催したいと思います。

本日委員については、全員出席でございますので、本委員会は成立いたします。また、推進委員の皆さまについては、森田推進委員が欠席で5名のご出席をいただいております。議事録署名委員は、1番 稲葉委員と2番 岩城委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員田中さんを指名いたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

まず「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。（議案書をもとに説明）

（事務局 議案朗読）

申請地見取り図は3ページでございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番について) 今ほどありましたとおり、資料等につきましては3条調査書あるいは現地確認写真一覧表、申請農地見取り図等々がございます。それに基づいてひとつよろしく申し上げます。場所は●●●線で前の道をまっすぐ行って●●町と●●町の境になります。境の山側になります。譲渡人は●●さんで●●●の社長になります。お会いして話を聞きましたが、12年ほど前にいずれチップ工場をやろうと考えて購入したが、スムーズに進行せずどちらかといいますと立山町の方で反対が起きまして、チップ工場は断念され農地として管理しておったと、こういった説明を私は聞いてきました。年齢も82歳でこれ以上自己管理するのはなかなかできないといったことで、譲受人の●●さん、この方は立山町の中核農家でももちろん農機具等々も揃っています。面積も6町3反ほどをやっておられます。3条ですのでそんなに問題はないと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。推進委員ご意見ありますか。

推進委員 現地をちょっと見てきて初めて行ったところですよ。本当に●●町の境目で●●●●のところでした。田んぼはしばらく耕作はされていないという感じはしました。

委員 自己管理をしておられました。

推進委員 やっぱりそうでしょう。耕作されるのであれば問題はないと思います。

会長 それでは質疑に入ります。質疑のある方はご発言をお願いします。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

全員賛成と認めます。議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

(事務局 議案朗読)

申請地見取り図は6ページから7ページにございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番について) 7月29日に現地視察に行つてまいりました。結論から申しますと現地に関して転用に支障はないと思います。写真にも載っておりますが、周り中全部住宅地です。そして今現在もこの前の土地で住宅の工事をやっているわけです。この写真の下にもう1枚田んぼございました。この田んぼには支障はないように思いました。と申しますのも内側にきちんと排水管が整備されておりました。それからもうひとつ事業計画書にも記載されておりましたけど、すぐ隣の町道には上下水道管も埋設されているそうなので、転用に支障はないのではないかと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。推進委員何かご意見ありますか。

推進委員 先日現地確認に行つてまいりました。場所的には●●の方から●●の方へ向かってくると、アパートのある交差点がありますね。そこから2、30m程かな。確認したところ、転用するには問題はないんじゃないかと思います。むしろ転用した方が良くないかと思つています。

会長 ありがとうございます。続いて2番について地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (2番について) 譲受人は●●●●さんで石材関係の仕事をしておられます。場所的には、●●前の●●道路を西の方へ下っていく通り沿いで、去年まで耕作していた田んぼです。譲渡人の●●●●さんは2年前に亡くなった●●●●さんの次男で、今現在●●県の●●市に住んでいます。年に何回か来られます。●●●●さんが墓石等の資材置場の展示会の場所に使いたいという話を聞いております。まわりを見ても村に入っていく道路と●●●●さんの道路が西側にあって、その中央に田んぼがあります。資材置場なんで雨水とかそれらは町道の東側側溝へ流すことを聞いております。結果まわりには問題ないように思つています。以上です。

会長 ありがとうございます。推進委員何かご意見ありますか。

推進委員 私も申請地の確認へ行つてまいりました。案件について問題はありません。以上です。

会長 それでは質疑に入ります。質疑のある方はご発言をお願いします。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

それでは採決いたします。議案第2号について「意見なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。議案第2号については、「意見なし」といたします。

では次に「議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。
今回利用権の設定は、全体で2件、面積は5,591.76㎡です。内訳は再設定1件、新規1件で主な作付け作物は水稲です。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。議案第3号については原案どおり承認いたしました。

では次に、「報告第1号 農業用施設等としての利用に関する届出について」を事務局より説明願います。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

(事務局 議案朗読)

会長 よろしいでしょうか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。次にその他について、事務局より説明願います。

では次にその他について事務局から説明をお願いします。

事務局 (その他連絡事項朗読)

会長 本日の議案については全て終了いたしました。以上をもちまして、第1回上市町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時15分 閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

上市町農業委員会

会長 碓井 繁

議事録署名委員

1番 稲 葉 悟

2番 岩 城 正 治